

令和4年度 いじめ防止対策協議会 論点整理メモ

1. 学校・学校の設置者のいじめ防止対策推進法等への理解の促進

文部科学省が各都道府県・政令指定都市教育委員会を対象に実施したいじめの重大事態の調査に係るアンケートの調査結果において、約6割の自治体が、法、国の基本方針、ガイドラインが学校現場に浸透していると回答した一方で、約4割の自治体においては、依然、法などの学校現場への浸透が不十分であることがうかがえた。また、いじめ被害の当事者の保護者でもあり、いじめ問題について保護者や教育委員会の対応・支援をするNPO法人の代表者へのヒアリングにおいても、学校・学校の設置者の法への理解が不十分と指摘があったところである。

これらのことから、学校・教職員等のいじめに対する理解不足や法等に対する認識不足のため、いじめの発見や訴えに対し、早急かつ適切に対応できておらず、対応の遅れ等に繋がる等の課題が浮き彫りになった。

このため、教職員一人一人をはじめ、学校・学校の設置者が法等への理解を徹底したうえで、適切な初期対応だけでなく、未然防止の取組についても、日常から意識する必要がある。

(対応策)

- 文部科学省においては、学校の設置者等への行政説明等を通じ、より一層、法等の周知を徹底する。加えて、学校の設置者が法等に基づいたいじめの防止等が図られる体制が整備されているかについて、定期的に自ら点検等をするよう促す必要がある。
- 学校・学校の設置者は、人事異動の周期を加味して、学校現場等の法等への理解が継続されるよう、各年度や新学期の開始時など、機会を捉えて、定期的にいじめの防止等のための体制を点検することが重要である。加えて、学校の設置者はこうした点検等が学校で積極的に実施されるよう支援等に努める必要がある。
- 学校での研修にあたっては、法等の理解を深め、対応の実効性を高めるために、事例検討の方法等を用いつつ、いじめの防止等に係る研修を実施する。なお、学校の働き方改革の観点から、過度な負担を強いることなく、通常業務の中に組み込んでいくなど工夫することが望ましい。

2. 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制構築の充実

国の基本方針において、いじめの防止等の対策は、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならないとされている。

しかし、アンケートの調査結果やヒアリングを踏まえると、学校や保護者等が法や国の基本方針等への理解が十分でなく、学校・地域・家庭等が連携・協働して、いじめの問題に対応できていない実情がうかがえた。

このため、学校・保護者・地域が法等を十分に理解したうえで一体となって、いじめの対応及び解決、再発防止等に向けて取り組む必要がある。学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を充実させ、より多くの大人がいじめの対応に係る共通認識を図ることが重要である。

(対応策)

● 保護者・地域を含め児童生徒がいじめの防止等について学ぶ機会を確保するため、学校においては、児童生徒、保護者や地域を交えた学校いじめ防止基本方針の見直し等について、定期的実施していく必要がある。

● 文部科学省においては、学校現場等だけでなく、保護者・地域等の閲覧を念頭に置いた「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省）」（以下「ガイドライン」という。）の改訂等について、検討する必要がある。

なお、ガイドラインがいじめの重大事態の調査における学校等、保護者や調査委員といった関係者間の相互理解や共通認識の合致（例、より公平性・中立性が確保された調査委員の構成、重大事態調査と関係する児童生徒や保護者への支援との役割分担等）に寄与すると期待されることから、改訂を行う際には、調査委員の構成、調査と支援との役割分担などについて、記載する必要がある。

(※) いじめの重大事態調査について、学校が保護者・地域等へ周知をする際に活用できるリーフレット等の作成を、ガイドラインの別紙資料として、改訂の際に作成することも検討すること。

3. いじめの重大事態調査における関係者間の相互理解や方向性の一致に向けた取組の促進

いじめの重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめ事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であり、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら、客観的に事実関係を明らかにしていくことが重要である。

しかし、関係する保護者へのいじめの重大事態の調査に係る説明（調査の目的や限界等）が不足しているなどして、学校や学校の設置者と関係する保護者間で十分な信頼関係が構築できず、対立構造に陥っている状況等が、いじめの重大事態の調査等の実施の阻害要因となっていることがうかがえた。また、関係する保護者にとって、いじめの重大事態の調査の目的が不明瞭であるために、相互の認識や方向性が一致しない等の弊害が生じていることも浮き彫りとなった。

このため、円滑かつ適切ないじめの重大事態の調査を実施していくためにも、学校、学校の設置者、調査委員会、関係する児童生徒・保護者等重大事態調査に関わる関係者間の相互理解が図られるなど、関係者が一体となって、調査を進める必要があり、関係者間の共通理解やコミュニケーション等が図られる取組の充実が重要である。

(対応策)

- 文部科学省においては、調査委員を担う可能性のある専門家を有する関係職能団体等に対して、調査委員を担う人材の確保、育成するための実践的な研修の実施に努めていただくよう、協力を仰いでいくことが望ましい。
- 関係職能団体等におかれては、調査委員の育成等を目的として、より一層研修機会の確保等を検討していくことが望ましい。加えて、文部科学省においては、関係職能団体等での研修の支援に努めるほか、関係団体等の職域を越えた交流研修等の実施について、検討すべきである。

4. 関係機関と連携した人材の確保等のための体制整備

アンケートの調査結果やヒアリングを踏まえると、いじめの重大事態の調査は、調査委員の担う専門家も含め学校現場にとっては、通常業務と併行して実施されることが常であるところから、十分な人員を確保していることが望ましいが、こうした人員を賄うための財源にも限りがあるなど学校や教育委員会等の切実な実情がうかがえた。

また、こうした調査委員を担う人材の確保や調査委員会の開催における調整の困難さが、調査の長期化を招いており、児童生徒・保護者等に不信感を抱かせることにもなることが明らかとなった。加えて、地域によっては、調査委員になり得る人材が不足している等の困難さを感じており、広域な職能団体等からの推薦体制が必要であることもわかった。なお、その際には公平性・中立性が担保され、かつ調査の目的を理解している人材でなければならない。

このため、調査委員の確保や育成は、円滑かつ適切ないじめの重大事態調査には必要不可欠であり、今後は関係機関と連携した人材確保等のための体制整備が重要である。

(対応策)

- 学校の設置者においては、地方区分単位における、または、市町村、都道府県間等の連携における調査委員を担う専門家の人材プールの整備について、都道府県単位等地域を跨いで検討していく必要がある。
- 文部科学省及び学校の設置者においては、人材プールを活用しての関係職能団体等からの推薦や関係職能団体等における研修受講者から調査委員を確保するなど、調査委員の人選方法をより一層充実させる必要がある。

5. いじめの重大事態調査における首長部局の関与

いじめの重大事態調査における首長部局の関与については、国の基本方針において、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、首長部局等による調査を実施することも想定しうると言及されている。加えて、調査や児童生徒の指導・支援において、首長部局から必要な人材を

派遣できる体制を平時より構築し、必要に応じて、委員となる人材を派遣するなど、体制づくり等の観点で一定の関与を行うことには意義があると考えられる。

こうした学校や教育委員会等と首長部局との連携を進めるためには、連携内容や目的を明確にした上で、協働するための組織や体制を作ることが重要である。

(対応策)

- 文部科学省においては、重大事態調査や児童生徒および保護者への支援等における学校や教育委員会等と首長部局等との連携の在り方を検討していく必要がある。
- 首長部局においては、可能な職能団体に協力を依頼して、第三者性を担保するための広域な人材プールを整備することを検討する。また、調査委員会になり得る人材を育成するための研修を実施する。
(※) 職種によっては、人材プールが不適切な場合があることも理解する。
- 首長部局においては、学校や教育委員会等が対応困難となったケースに、依頼を受けたら迅速に協働できる体制作りに努めていく必要がある。
(※) 法の28条と30条の仕組みが機能することを意識する。

6. その他（調査中における児童生徒への指導支援等に関する留意点）

アンケートの調査結果やヒアリングを踏まえると、保護者への対応に注力するあまり、児童生徒への支援・指導等が疎かになった結果、必要な対応ができず、児童生徒にとって事態の悪化や長期化につながっているケースもあると推察できる。また、調査等を理由に、児童生徒への指導・支援等が滞っている事案も発生していることもうかがえた。

これらを踏まえると、いじめの重大事態の調査等において、学校・学校の設置者・保護者等が一体となって対応していくことが重要であり、必要な支援や早急な指導が適切に実施されるために、調査と併行して、児童生徒への指導・支援等により一層留意する必要がある。

なお、当該児童生徒をとりまく状況や事案の本質は、公平・中立な重大事態に係る調査の段階で確認されるものであり、この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査していくとともに、関係児童生徒の学習を保障し、心理的な支援を行う必要がある。

(対応策)

- 学校においては、調査の進捗に関わらず、登校支援、学習支援、環境整備、機関連携など、被害児童生徒支援、加害児童生徒指導等に向けた十分な体制の確保に努め、かつ実践する必要がある。
- いじめの重大事態の調査と関係児童生徒等の指導・支援の両立について、まず、いじめの事実の全容解明にあたっては、公正・中立な調査で、速やかな事実解明に努めることが重要である。このため、調査委員会は当該事案への評価・助言等

のみに留め、学校・学校の設置者がそれらを踏まえ、関係児童生徒等の指導・支援を実施していけるよう適切な役割分担の体制を構築していくことが望ましい。

【再掲】

- 文部科学省においては、学校現場等だけでなく、保護者・地域等の閲覧を念頭に置いたガイドラインの改訂等について、検討する必要がある。

なお、ガイドラインがいじめの重大事態調査における学校等、保護者や調査委員といった関係者間の相互理解や共通認識の合致（例. 調査委員の構成、調査と支援との役割分担等）に寄与すると期待されることから、改訂を行う際には、これらの点について、留意する必要がある。

(※) いじめの重大事態の調査を、学校が保護者・地域等へ説明をする際に、活用できるリーフレットの作成について、ガイドラインの別紙資料として、改訂の際に作成することも検討すること。